

公益財団法人鹿島学術振興財団

倫理・コンプライアンス規程

(目的)

第1条 公益財団法人 鹿島学術振興財団（以下「この法人」という）は、厳正な倫理に則り、公正かつ適正な事業活動を行うための自主的な行動基準として、以下の倫理・コンプライアンス規程を制定する。

(適用範囲)

第2条 この事業に関わる全ての評議員、理事、監事、選考委員、顧問、および職員（以下「役職員等」という。なお、理事、監事および職員を以下「役職員」という。）は、その社会的使命と役割を自覚し、この規程の理念が具体的行動と意思決定に活かされるよう不断の努力と自己規律に努めなければならない。

(組織の使命及び社会的責任)

第3条 この法人は、その設立目的に従い、広く公益実現に貢献すべき責務を負っていることを認識し、社会からの期待に相応しい事業運営にあたらなければならない。

(社会的信用の維持)

第4条 この法人は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

(法令等の遵守)

第5条 この法人は、関連法令、この法人の定款、および倫理・コンプライアンス規程その他の規程を厳格に遵守し、社会的規範にもとることなく、適正に事業を運営しなければならない。

(私的利益の禁止)

第6条 この法人の役職員等は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

(利益相反の防止)

第7条 この法人の役職員は、その職務の執行に際し、この法人と利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実をこの法人に開示するとともに、この法人が定める所定の手続に従わなければならない。

(情報開示及び説明責任)

第8条 この法人は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的にホームページ等で開示し、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人の基本的人権その他の権利の尊重)

第9条 この法人は、基本的人権を含む個人の権利を尊重し、また業務上知り得た特定個人情報を含む個人情報の保護について万全を期し組織的な管理を徹底する。

(リスク管理)

第10条 この法人は、リスク管理体制を構築し事業運営に伴うリスクを常に理解・留意のうえ監視し、リスクの排除または極小化に努める。

(機関の権限と運営)

第11条 この法人の評議員会、理事会および監事の各機関においては、法令上の権限や意義について明確に理解し、関連法令、定款および諸規程にもとづいてその運営を行う。

(理事会の運営)

第12条 この法人は理事会において選定された代表理事および業務執行理事のリーダーシップのもと、この法人の保有する専門性や財産を活用し、理事が一体となって事業を推進する。

(業務執行)

第13条 この法人は、その業務執行にあたっては、理事会の決定・監督に基づき、代表理事および業務執行理事が他の理事や職員と連帯して業務を執行する。

(規程遵守の確保)

第14条 この法人は、この規程の遵守状況を監督しその実効性を確保するとともに、この規程に違反する事案が生じた場合に、違反事案についての分析・検討と再発防止策を策定させるため、この法人に倫理・コンプライアンスおよびリスク管理担当のリスク管理者（正・副）を設ける。リスク管理者は、理事会の決議により理事長が任命する。

2 リスク管理者は、定期的に理事会に対し、この規程の遵守の状況について報告するものとする。

3 リスク管理者は、コンプライアンスのため必要がある場合、リスク管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会の任務・運営・構成等については別に定めるリスク管理規程による。

4 リスク管理体制については別に定めるリスク管理規程による。

(改 廃)

第15条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、2024年7月1日から施行する。